

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県は、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務における個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報の取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県知事

公表日

平成27年12月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
②事務の概要	<p>1 事務の概要 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づき、小児慢性特定疾病児童等の保護者は、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとするときは、医師の診断書を添えて、県(保健所)に申請する。 保健所は、申請書類に不備がないか確認を行い、本庁に進達する。 本庁は、小児慢性特定疾病児童等が、指定小児慢性特定疾病医療機関から当該医療費支給認定に係る医療支援を受けたときは、当該児童等に係る保護者に対し、小児慢性特定疾病医療費を支給する。</p> <p>2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①小児慢性特定疾病医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(法第19条の3第1項) ②小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務(法第19条の2第1項) ③医療受給者証に関する事務 ④医療費支給認定の変更に関する事務(法第19条の5第2項) ⑤医療費支給認定の取消しに関する事務(法第19条の6第1項) ⑥資料の提供等の求めに関する事務(法第57条の4第2項) ⑦申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第7条の9第3項)</p>
③システムの名称	小児慢性特定疾患対策システム、大分県統合利用番号連携サーバー、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

小児慢性特定疾病申請及び給付台帳

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 别表第一の7の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条 ○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第30条の11第1項第1号(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) 别表第三の7の2 第30条の15第1項第1号(本人確認情報等の利用) 别表第五の8の2 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号) 第3条第18項、第9号及び第5条第17項 ○児童福祉法施行規則第7条の9第1項、第3項、第7条の23第2項</p>
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 ○番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の9の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号、以下「別表第二主務省令」という。)第8条</p> <p>【情報提供】 ○番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の26の項、56の2の項、87の項、120の項 ○別表第二主務省令第19条、第30条、第44条</p>	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	大分県福祉保健部健康づくり支援課
②所属長の役職名	健康づくり支援課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 大分県情報センター
所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-506-2285

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 大分県福祉保健部健康づくり支援課
所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-536-1111(内線2676)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[○]委託しない
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[○]提供・移転しない
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

变更箇所